

6.8.4 自然との触れ合い活動の場

(1) 調査事項

調査事項は、表 6.8.4-1 に示すとおりである。

表 6.8.4-1 調査事項

区 分	調査事項
予測した事項	<ul style="list-style-type: none"> ・自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度 ・自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度 ・自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度
予測条件の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・建設機械の稼働の状況 ・工事用車両の走行の状況
ミティゲーションの実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・フィールドには約 20,000m²の張芝を行う計画としている。 ・排出ガス対策型建設機械及び低騒音型建設機械の採用により、大気汚染、騒音の低減に努める。 ・低公害型の工事用車両を極力採用し、不要なアイドリングの防止を徹底する計画である。 ・計画地からの工事用車両の出入りに際しては交通整理員を配置し、交通渋滞とそれに伴う大気汚染、騒音・振動の低減に努める。 ・一般来園者の通行ルートにおける道路保安用品による歩車道分離等も含めた交通安全対策の実施、交通整理員の適切な配置を行う。 ・夢の島公園内の園路等を占用する工事を行う場合には、代替路を設定するとともに、交通整理員の配置等を計画し、夢の島熱帯植物館等夢の島公園内の施設へのアクセス経路を確保する。 ・資材の搬出入に際しては、走行ルートの検討、安全走行等により、騒音及び振動の低減に努める計画である。

(2) 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とした。

(3) 調査手法

調査手法は、表 6.8.4-2 に示すとおりである。

表 6.8.4-2 調査手法

調査事項		自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度 自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度
調査時点		工事の施工中とした。
調査期間	予測した事項	工事中の適宜とした。
	予測条件の状況	
	ミティゲーションの実施状況	
調査地点	予測した事項	計画地及びその周辺とした。
	予測条件の状況	
	ミティゲーションの実施状況	
調査手法	予測した事項	既存資料及び現地調査により、自然との触れ合い活動の状況の整理による方法とした。
	予測条件の状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とした。
	ミティゲーションの実施状況	

(4) 調査結果

1) 調査結果の内容

ア. 予測した事項

ア) 自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度

計画地は、夢の島公園内の多目的コロシウムであり、広場遊戯や散策、休憩等の自然との触れ合い活動の場であった。また、計画地は遊歩道「臨海散策コース」の経路の一部に位置づけられていた。

事業の実施に伴い、計画地の周囲に仮囲いが設置され、計画地内が改変されることにより、一時的に計画地における自然との触れ合い活動の場は消失した。しかし、フィールドに11,536m²の張芝を行うことにより、新たな自然との触れ合い活動の場が創出された。

計画地以外の夢の島公園内においては、散策、休息、広場遊戯等の利用が見られており、これらの機能は工事の施行中においても維持されていた。

なお、遊歩道「臨海散策コース」については、工事の施行前において、江東区観光協会におけるまちあるきガイドサービスは終了したものの、自然との触れ合い活動の機能は維持されている。

イ) 自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度

計画地周辺の夢の島公園内では、散策、休息、家族連れでボール遊び等の広場遊戯が見られたほか、夢の島公園内の園路は、夢の島熱帯植物館や第五福竜丸展示館を訪れる利用者の利用経路となっていた。

事業の実施による建設機械の稼働に伴う大気汚染、騒音・振動、工事用車両の走行に伴う影響については、排出ガス対策型建設機械及び低騒音型建設機械の採用、不要なアイドリングの防止等により、低減に努めた。また、事業の実施に当たっては、計画地周辺に仮囲いを配置したほか、施工計画上、仮囲いの外側で建設機械を稼働させた際には、作業エリア周囲に保安用品を配置する等影響の低減に努めた。

事業の実施に当たって、上記のミティゲーションを実施したことにより、自然との触れ合い活動への阻害の程度は小さかった。

ウ) 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度

計画地周辺の夢の島公園内では、散策、休息、家族連れでボール遊び等の広場遊戯が見られたほか、夢の島公園内の園路は、夢の島熱帯植物館や第五福竜丸展示館を訪れる利用者の利用経路となっていた。

近接する駅等から夢の島公園への利用経路は、歩道や歩道橋によって歩車分離が確保されていた。また、夢の島公園内の園路と工事用車両の走行ルートが重複する区間については、道路保安用品による歩者分離等も含めた交通安全対策や交通整理員の配置が行われたほか、夢の島公園内や施設の近辺に案内看板を設置し、夢の島熱帯植物館等夢の島公園内の施設へのアクセス経路を確保した。

エ. 予測条件の状況

ア) 建設機械の稼働状況

建設機械は主に計画地の仮囲いの中で稼働していたが、一部の建設機械は、仮囲いの外で稼働していた。

イ) 工事用車両の走行の状況

工事用車両の走行ルートは、図 4.2-4 に示すとおりである。

ウ. ミティゲーションの実施状況

ミティゲーションの実施状況は、表 6.8.4-3 に示すとおりである。自然との触れ合い活動の場に関する苦情はなかった。

表 6.8.4-3 ミティゲーションの実施状況

ミティゲーション	実施状況
・フィールドには約20,000m ² の張芝を行う計画としている。	フィールドに11,536m ² の張芝を行った。(写真 6.8.4-1)
・排出ガス対策型建設機械及び低騒音型建設機械の採用により、大気汚染、騒音の低減に努める。	工事に際しては、計画地周辺に仮囲いを配置した。(写真 6.8.4-2) 建設機械は、極力排出ガス対策型建設機械、低騒音型建設機械、超低騒音型建設機械の採用に努めた。(写真 6.8.4-3～写真 6.8.4-4)
・低公害型の工事用車両を極力採用し、不要なアイドリングの防止を徹底する計画である。	安全教育等を通じてアイドリングストップの厳守等、運転者へ指導を行うとともに、アイドリングストップ厳守に関わる掲示を行い、周知・徹底を図った。(写真 6.8.4-5)
・計画地からの工事用車両の出入りに際しては交通整理員を配置し、交通渋滞とそれに伴う大気汚染、騒音・振動の低減に努める。	工事用車両が出入するゲートには、交通整理員を配置した。(写真 6.8.4-6)
・一般来園者の通行ルートにおける道路保安用品による歩車道分離等も含めた交通安全対策の実施、交通整理員の適切な配置を行う。	一般来園者が通行する園路を工事で使用したため、保安用品を用いて歩車道分離を行うほか、交通整理員を配置した。(写真 6.8.4-7)
・夢の島公園内の園路等を占有する工事を行う場合には、代替路を設定するとともに、交通整理員の配置等を計画し、夢の島熱帯植物館等夢の島公園内の施設へのアクセス経路を確保する。	夢の島公園内の園路等を占有する工事を行ったため、代替路を設定するとともに、交通整理員を配置し、夢の島熱帯植物館等夢の島公園内の施設へのアクセス経路を確保した。(写真 6.8.4-8～写真 6.8.4-9) 施工計画書上、仮囲いの外側で建設機械を稼働させた際には、作業エリア周囲に保安用品を配置する等影響の低減に努めた。(写真 6.8.4-10～写真 6.8.4-11)
・資材の搬出入に際しては、走行ルートの検討、安全走行等により、騒音及び振動の低減に努める計画である。	安全教育等を通じて、運転者には、走行ルートの限定及び安全走行に関して事前指導した。また、事前に搬入出車両台数及び時間帯を確認・調整することにより車両の集中を避け、平準化を図るとともに、騒音及び振動の低減に努めた。



写真 6.8.4-1 フィールドの張芝



写真 6.8.4-2 計画地周辺に仮囲いを設置



写真 6.8.4-3 排出ガス対策型、超低騒音型建設機械



写真 6.8.4-4 排出ガス対策型、超低騒音型建設機械



写真 6.8.4-5 安全教育



写真 6.8.4-6 交通整理員の配置



写真 6.8.4-7 交通整理員の配置



写真 6.8.4-8 園内安全対策



写真 6.8.4-9 代替路に関する看板



写真 6.8.4-10 建設機械稼働時の安全対策



写真 6.8.4-11 建設機械稼働時の安全対策

2) 予測結果とフォローアップ調査結果との比較検討

ア. 予測した事項

ア) 自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度

計画地は、夢の島公園内の多目的コロシウムであり、広場遊戯や散策、休憩等の自然との触れ合い活動の場であった。また、計画地は遊歩道「臨海散策コース」の経路の一部に位置づけられていた。

事業の実施に伴い、計画地の周囲に仮囲いが設置され、計画地内が改変されることにより、一時的に計画地における自然との触れ合い活動の場は消失した。しかし、フィールドに11,536m²の張芝を行うことにより、新たな自然との触れ合い活動の場が創出された。

計画地以外の夢の島公園内においては、散策、休息、広場遊戯等の利用が見られており、これらの機能は工事の施行中においても維持されていた。

なお、遊歩道「臨海散策コース」については、工事の施行前において、江東区観光協会におけるまちあるきガイドサービスは終了したものの、自然との触れ合い活動の機能は維持されている。

以上のことから、予測結果に対しフォローアップ調査結果は概ね一致していると考えられる。

イ) 自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度

計画地周辺の夢の島公園内では、散策、休息、家族連れでボール遊び等の広場遊戯が見られたほか、夢の島公園内の園路は、夢の島熱帯植物館や第五福竜丸展示館を訪れる利用者の利用経路となっていた。

事業の実施による建設機械の稼働に伴う大気汚染、騒音・振動、工事用車両の走行に伴う影響については、排出ガス対策型建設機械及び低騒音型建設機械の採用、不要なアイドリングの防止等により、低減に努めた。また、事業の実施に当たっては、計画地周辺に仮囲いを配置したほか、施工計画上、仮囲いの外側で建設機械を稼働させた際には、作業エリア周囲に保安用品を配置する等影響の低減に努めた。

事業の実施に当たって、上記のミティゲーションを実施したことにより、自然との触れ合い活動への阻害の程度は小さかった。

以上のことから、予測結果に対しフォローアップ調査結果は概ね一致していると考えられる。

ロ) 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度

計画地周辺の夢の島公園内では、散策、休息、家族連れでボール遊び等の広場遊戯が見られたほか、夢の島公園内の園路は、夢の島熱帯植物館や第五福竜丸展示館を訪れる利用者の利用経路となっていた。

近接する駅等から夢の島公園への利用経路は、歩道や歩道橋によって歩車分離が確保されていた。また、夢の島公園内の園路と工事用車両の走行ルートが重複する区間については、道路保安用品による歩者分離等も含めた交通安全対策や交通整理員を配置することで、歩行者空間を確保して影響を低減した。

そのほか、夢の島公園内や施設の近辺に案内看板を設置し、夢の島熱帯植物館等夢の島公園内の施設へのアクセス経路を確保することにより、一般来訪者が円滑に移動できるよう配慮した。

以上のことから、予測結果に対しフォローアップ調査結果は概ね一致していると考えられる。